

十一、解 決 條 件

其の後五月八日、九日の兩日に亘り双方代表會見し折衝したるも纏らず決裂したる爲翌十日所轄小倉署に於ては双方に警告を發し解決を懇意したるに依り同日双方三度會見するに至り會社側の讓歩にて翌十一日午前二時左の條件にて解決す。

1、配達料の増額は承認せず

2、集金賞與として十日迄に完納したるものに對し毎月金七圓を支給す、但し来る五月より五ヶ月間（九月迄）とす以後五圓に改む

3、四月分に限り五月十一日を以て四錢二厘の割を納金し其の殘額は實情調査の上改めて計算するものとす、但し集金の實情調査により虚偽の事實を發見したるとき

法人協調會福岡出張所

法財團

は五錢二厘の割を以て納金するものとす

4、四月分に限リ違算なく完納したる者に對しては金拾圓の賞與金を支給す

5、本事件に關し絶響期に犠牲者を出さざること

6、小倉ミルクプラント社の雇人に對し粗暴の言動に出でたるものあるときは解雇することあるべし

附 記

北九州牛乳配達人聯合組合結成は小倉運送労働組合光本汎の介入を嫌忌するものあり且紛議も解決せる爲結成困難の狀況にあり。